

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年1月5日
【発行者の名称】	株式会社CCNグループ (CCN Group Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐野 正憲
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目7番4号
【電話番号】	03-5289-9341
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画本部長 藁科 卓也
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2024年2月9日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社CCNグループ https://www.ccn-g.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっております。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期（中間）
決算年月	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日	自2023年4月1日 至2023年9月30日
売上高（千円）	4,697,526	5,041,285	2,504,021
経常利益（千円）	296,328	268,775	111,620
中間（当期）純利益（千円）	197,058	170,316	65,799
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—
資本金（千円）	45,000	45,000	45,000
発行済株式総数（株）	906,000	906,000	906,000
純資産額（千円）	432,289	506,473	487,590
総資産額（千円）	2,226,680	2,025,319	2,011,441
1株当たり純資産額（円）	477.14	559.02	538.18
1株当たり配当額（円）	20.00	200.00	—
（1株当たり中間配当額）	（—）	（100.00）	（—）
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	245.02	187.99	72.63
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	19.4	25.0	24.2
自己資本利益率（%）	45.6	33.6	13.5
株価収益率（倍）	—	—	—
配当性向（%）	8.2	106.4	—
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	197,666	66,472	163,114
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△67,025	△7,792	117,136
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	50,308	△358,241	19,545
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（千円）	870,148	570,588	870,383
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕（名）	153〔18〕	145〔18〕	146〔15〕

（注）1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第7期の財務諸表について太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 当社は2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株あたり当期（中間）純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社設立以前に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	沿 革
1999年 2月	SAP ERPシステム構築コンサルティングを目的として東京都渋谷区に有限会社エムエスを設立
2000年 4月	SAP ERPシステム構築支援を目的として東京都渋谷区に株式会社シーシー・ネットワークを設立
2002年 5月	有限会社エムエスが株式会社エムエスアイに商号変更
2002年 8月	株式会社シーシー・ネットワークが東京都千代田区に神田事務所を設置
2006年 2月	オープン系システム構築支援を目的として東京都千代田区に株式会社アイアイ・ネットワークを設立
2008年 6月	株式会社シーシー・ネットワークが SAP ジャパン株式会社とサービスパートナー契約を締結
2015年 6月	株式会社エムエスアイが株式会社ビービー・ネットワークに商号変更
2016年 6月	株式会社シーシー・ネットワークが業務拡大を目的として社会環境調査事業の株式会社アストジェイを100%子会社化
2016年 7月	株式会社シーシー・ネットワーク、株式会社アイアイ・ネットワーク、株式会社ビービー・ネットワーク、株式会社アストジェイがISMS情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001:2013の認証を取得

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年 月	沿 革
2017年 1月	グループ会社の管理を目的として当社（株式会社CCNグループ）を設立
2017年 7月	当社が株式会社シーシー・ネットワーク、株式会社アイアイ・ネットワーク、株式会社ビービー・ネットワークを100%子会社化
2017年 8月	当社が大阪市天王寺区に大阪サテライトオフィスを開設
2018年10月	株式会社シーシー・ネットワーク、株式会社アイアイ・ネットワークが労働者派遣事業許可を取得
2019年 4月	株式会社ビービー・ネットワークが労働者派遣事業許可を取得
2019年 7月	当社がISMS情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001:2013の認証を取得
2019年12月	当社がプライバシーマークの認証取得
2020年 2月	当社が労働者派遣事業許可を取得
2020年 4月	業容拡大に伴い、大阪営業所（旧大阪サテライトオフィス）から、大阪支社に変更
2020年 4月	当社が株式会社シーシー・ネットワーク、株式会社アイアイ・ネットワーク、株式会社ビービー・ネットワーク、株式会社アストジェイを吸収合併
2022年 9月	当社が品質マネジメントシステムJIS Q 9001:2015(ISO 9001:2015)を取得

3 【事業の内容】

当社の経営理念は、「『コミュニケーション』を組織の象徴とし、ITの普及・浸透を通じて、明るく豊かな未来に貢献する」と定めております。

当社は、情報システムソリューションサービス事業を単一セグメントとしております。その中で、システム開発を主としたソリューションサービス事業と、主に官公庁、自治体からの各種調査受託を行う社会環境調査事業に大別されます。

内訳としてソリューションサービス事業が売上高の95%程度を占めております。

(1) ソリューションサービス事業

ソリューションサービス事業は、ERPパッケージの導入、オープン系／WEB系開発、BigData解析／BI／IoTベースの自社製品&サービス開発など、コンサルティングから運用、維持管理までを取り揃え、個別案件だけでなく、会社全体でワンストップサービスができるよう、各分野で連携を取り事業を展開しております。

当社の主な取引先は大手SIer経由でSIer様とともにお客様の要望に応えるものと、直接、エンドユーザーのお客様へサービスを提供しているものがあります。また、当社は社内の開発メンバーに加え、外注先ビジネスパートナーと連携し、450名の開発者（2023年10月現在）で、お客様のニーズに幅広くお応えできる体制を組んでおります。

さらに、システム開発・導入に限らず、導入後の運用・保守のサービスも提供しております。

■ERP導入



当社では、企業向けアプリケーションソフトウェア市場で世界最大とされ、日本国内での大企業を中心に多くの企業で利用されているSAP SE社（以下、SAP社）のアプリケーション「SAP ERP」の導入支援を、コンサルティングから、システム開発、運用管理、維持管理までの全体を手掛けております。「SAP ERP」は30年の歴史を持つ世界各国で評価される総合型業務パッケージであり、フォーチュン500の多くの企業が導入しているシステムであります。販売管理、生産管理、在庫管理、人事管理、財務会計、管理会計などのモジュールがあり、必要なものを自社にカスタマイズして利用できます。また、モジュール間のデータ連携により、ワンストップでシステム導入を目指すことができます。

当社は代表取締役の佐野正憲が1990年代からSAPシステム導入に携わり、大手SIer様からの要望を受け起業し、創業当時からSAPシステムの導入支援、開発を行ってまいりました。

なお、当社はSAPジャパン株式会社との契約に基づき、サービスを提供しております。

近年はパッケージ販売元のSAP社が2027年にオンプレミス版の販売を終了し、クラウド版販売に切り替わることから、「SAP ERP」から「SAP S/4HANA」への移行案件が増えておりますが、移行する具体的な方法として、既存のシステム環境からデータを引き継ぐ「コンバージョン方式」と、業務要件とシステム要件を新たに定義する「リビルド方式」という2種類が存在しており、当社は両方式ともに対応可能でおります。

■オープン系開発



大企業が利用するERPパッケージの機能が限られるため、ERPと連携した周辺システムの開発として、リアルタイム連携、自動仕訳処理、部門間の費用配賦、ワークフローの設定、クラウド環境へのデータ連携など、数多くの要望が発生いたします。当社ではこれらの要望をERPに比べて自由度が高い、オープン系のクラウド基盤や開発言語を用いて、顧客のニーズに合ったシステム開発を実施し提供しております。

特にERPを効果的に活用するための周辺システム開発や、ERPでは対応できない顧客のニーズにこたえるシステム開発に強みがあり、需要としてもSAPの導入支援とほぼ同規模の業務量となっております。

■BI/BAツール活用支援



BIツールにはそれぞれの特性があります。当社ではプロダクトありきではなく、顧客の目的に応じた提案と各種BIツールに精通した技術者を配置することで、最適なBIの導入支援を行います。

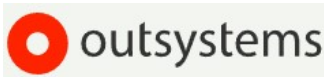
■その他の事業

中堅・成長企業向けソリューション SAP Business ByDesign



当社では、SAP Business ByDesign のライセンス販売から導入支援までのトータルコンサルティングを行っております。

ローコード開発 Outsystems



当社はローコード開発ツールの特性を理解し、お客様の要望に沿った品質の高いシステムを構築することを可能にしています。

データ利活用サービス



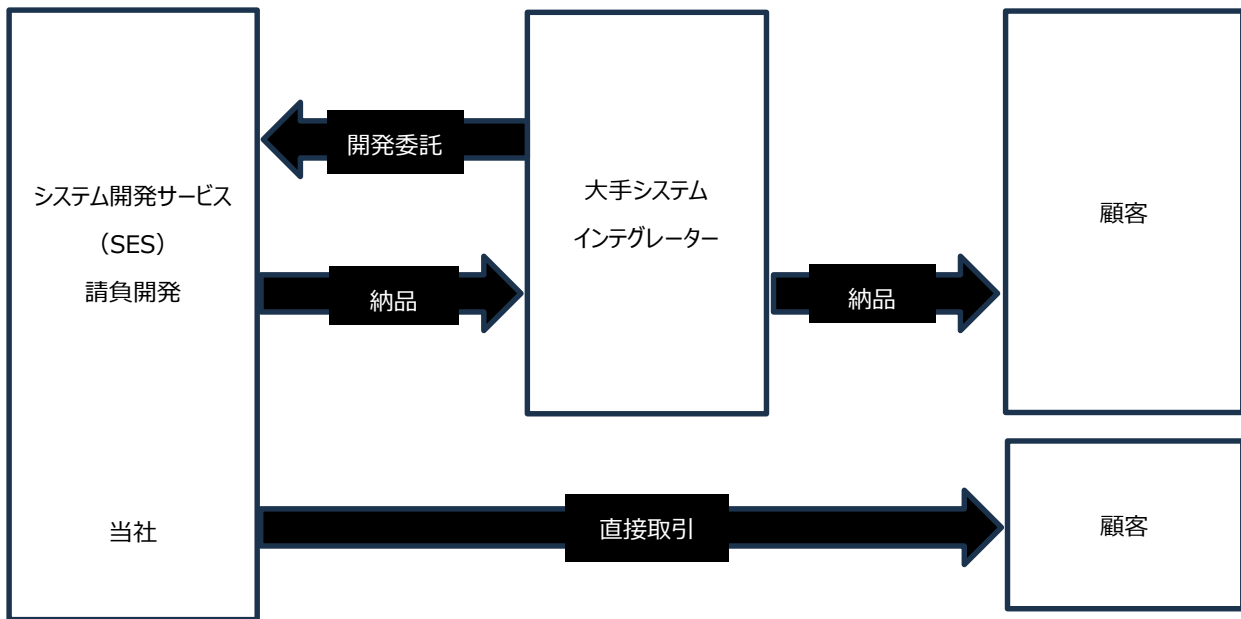
当社が培ってきた「SAP ERP」構築、オープン系開発、BI/BA開発、データツール開発、統計分析手法の経験を活かし、お客様のデータ利活用の場面で幅広い要望にお応えすることができます。

■契約形態について

上記の各サービスの契約形態としては、お客様からの開発要望に対して、成果物を納品する「請負契約」と、システム開発業務をサービスとして提供する「準委任契約」と、開発者をお客様の現場に派遣しお客様の指示のもとで業務をおこなう「派遣契約」があります。このうち、請負契約は、主にエンドユーザーからの要望により受託しており、準委任契約は大手SIer様から受けることが多く、当社の売上高の大半を占めております。また、顧客から派遣契約を締結したい要望がある場合には、派遣契約を締結しております。

当社がお客様から開発受託を受けた際には、当社従業員だけでなく、外注先パートナーと連携して業務を遂行しますが、当社と外注先の関係は、当社の契約形態に連動するため、多くは準委任契約で外注先に業務を委託しております。

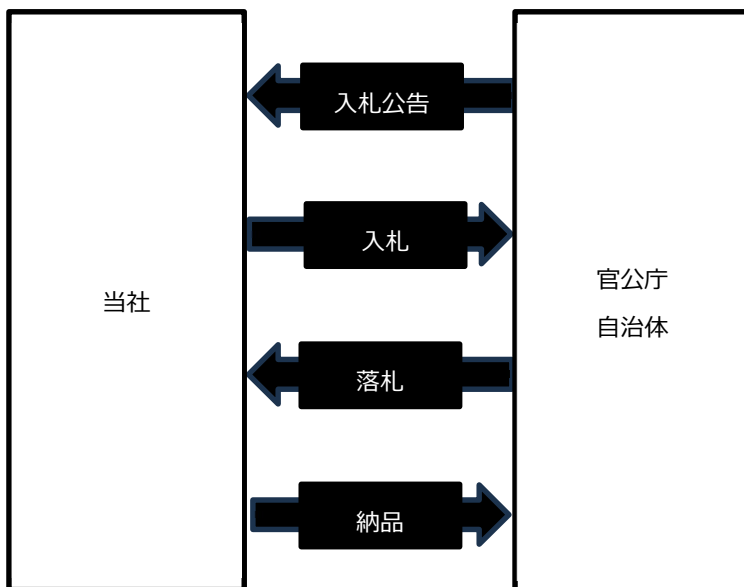
【事業系統図】



(2) 社会環境調査事業

社会が抱える課題、ニーズを明確にするため、世論調査や実態調査などの社会環境調査を、国や地方自治体などから委託をうけ実施しております。当社では、統計手法などを用いた分析やアンケート回答者へのヒアリング、文献調査などを行い多様化するニーズに対し信頼性の高い情報を提供しております。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年11月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
141 [15]	38.3	6.8	5,190

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第7期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度は新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に改善され、また、政府の対策により経済は正常化に向かいつつありますが、ウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクが続き、これに端を発した米国や欧州での利上げなど各国の金融政策の変更および、資源価格の高騰を背景とした世界的なインフレによる景気後退への懸念もぬぐえず、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く環境は、企業、社会のクラウド環境への切替や保有している情報の整備・利活用への需要は底堅く、とりわけ、2027年のSAP ECC6.0のサポート停止に伴う、SAP S/4 HANAへの置き換え需要や、企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）需要が底堅く、引き続き堅調な傾向にあります。

このような事業環境のもと、当社はSAPのS/4 HANAへのリビルドもしくはコンバージョンを中心とするSAP関連業務並びに、SAPほか基幹システムで実現しにくいERP周辺業務のWebシステム化に積極的に対応いたしました。

また、企業のDX需要として、顧客が保有するデータの整備・利活用を行うデータソリューション需要の拡大が見込まれており、この分野に対する準備を積極的に進めております。

これらにより、当社の当事業年度の売上高は、前事業年度を7.3%上回る5,041,285千円となりました。

一方、顧客からのシステム開発委託に応えるなか、社内の人員不足を外注先のビジネスパートナーを含め人員を確保したことにより、前事業年度に比べ外注コストが増加したため、営業利益は265,382千円（前期比14.8%減）、経常利益268,775千円（前期比9.3%減）、当期純利益は170,316千円（前期比13.6%減）となりました。

第8期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当中間会計期間は、新型コロナウイルスの感染症の位置付けが5類に移行したことにより、行動制限が緩和され国内経済は緩やかな持ち直しが進んでおります。その一方で、欧米でのインフレ対策としての金融引き締めによる円安の進行ならびに、ウクライナ情勢やイスラエル対ハマスの衝突などを起因としたエネルギー価格の高騰懸念など、依然として先行き不透明な状態は続いております。

こうした中、当社を取り巻く市場環境は、企業や官公庁のクラウド環境への切替えや、DX（デジタル・トランスフォーメーション）など情報の利活用の需要は底堅く、これに加え、大企業での利用実績が高い基幹業務システムのSAP ECC6.0のサポートが2027年に終了する事に対応した「SAP S/4HANA」への移行需要を受け、一定の成長が続いております。

当社は、主要顧客である大手Sierの委託を受け、「SAP S/4HANA」移行対応を数多く実施しております。また、SAPなどの業務パッケージでカバーできない周辺業務のシステム化を、Webやクラウドを利用してオープン系アプリケーション開発の積極的な展開もしております。その中で、お客様の保有するデータの有効活用を支援するデータ型システム開発にも展開を図ってまいりました。

また、企業の持続的価値を高めるため、東京証券取引所の市場区分の一つのTOKYO PRO Marketへの上場準備を進めており、上場企業としてのガバナンス、コンプライアンス体制を基礎とした成長戦略を展開しております。

これらの結果、当社の当中間会計期間の業績は、売上高は中間期としては過去最高の2,504,021千円（前年同期比4.9%増）となりました。

一方、大手のエンドユーザー企業やSIerのシステム開発委託に応える中で、社内人員不足を外注先のパートナー企業に依頼し人員を確保したため、外注コストが増加したこともあり、営業利益は119,637千円（前年同期比11.0%減）、経常利益111,620千円（前年同期比13.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比べ299,560千円減少し、570,588千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は66,472千円（前事業年度は197,666千円の増加）となりました。これは主に法人税等の支払い177,541千円、売上債権の増加による影響で76,255千円減少したものの、仕入債務の増加による影響で75,164千円、税引前当期純利益の計上で268,775千円増加したためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は7,792千円（前事業年度は67,025千円の減少）となりました。これは主に定期預金の戻入による収入で64,058千円増加したものの、定期預金の預入による支出で72,007千円、固定資産の取得による支出で3,450千円減少したためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は358,241千円（前事業年度は50,308千円の増加）となりました。これは主に借入による収入で210,332千円増加したものの、借入金の返済による支出で385,973千円、社債の償還による支出で92,000千円、配当金の支払による支出で90,600千円減少したためであります。

第8期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比べ299,795千円増加し、870,383千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は163,114千円（前年同期は126,530千円の増加）となりました。これは主に仕入債務の減少46,766千円、過年度消費税等の支払額93,463千円が減少したものの、売上債権の減少による影響で156,448千円、税引前中間純利益の計上で111,620千円増加したためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は117,136千円（前年同期は6,758千円の減少）となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入で92,168千円、定期預金の戻入による収入で21,602千円増加したものの、定期預金の預入による支出で2,603千円減少したためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は19,545千円（前年同期は93,045千円の減少）となりました。これは主に借入による収入で300,306千円増加したものの、借入金の返済による支出で160,161千円、社債の償還による支出で30,000千円、配当金の支払による支出で90,600千円減少したためであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注実績

当社は、システムの提案・構築・保守等に係るサービスの提供を行っており、そのサービスの性格上、受注実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

第7期事業年度における販売実績を財又はサービスの種類ごとに示すと、次のとおりであります。

財又はサービスの種類	販売高（千円）	前年同期比（％）
準委任契約等	4,844,128	110.7
請負契約	197,156	61.0
合計	5,041,285	107.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
株式会社日立システムズ	1,022,153	21.8	1,129,812	22.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第8期中間会計期間における販売実績を財又はサービスの種類ごとに示すと、次のとおりであります。また、中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期間との比較は行っておりません。

財又はサービスの種類	販売高（千円）	前年同期比（％）
準委任契約等	2,413,036	—
請負契約	90,984	—
合計	2,504,021	—

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
	販売高（千円）	割合（％）
株式会社日立システムズ	673,351	26.9
株式会社JALインフォテック	262,756	10.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は、「『コミュニケーション』を組織の象徴とし、ITの普及・浸透を通じて、明るく豊かな未来に貢献する」を経営理念として、社会や顧客の更なる発展に貢献することはもとより、社員一人ひとりの生活と仕事の充実を目指しております。

(2) 経営環境

SAP関連事業の市場環境は、2027年のECC6.0のサポート停止に伴う「SAP S/4HANA」への置き換え需要を控え、良好な状態が続いており、とりわけ大手SIerからのシステム開発受託が増加しております。また、SAPに限らず企業の基幹業務システムで実現しにくい業務に対するオープン系システム開発業務の分野でも、開発受託規模を増やしております。

当社では、これらの事業で得た利益を新たな分野に拡大し、収益基盤を充実させることを目指しております。

(3) 対処すべき課題

①新規事業展開

新規事業として、企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の基礎となるデータ統合分野のニーズが拡大すると考え、当社の主要な取引先である大手SIerや大手エンドユーザーとビジネスの機会を増やすよう積極的に働きかけ、社内外のリソースを準備し今後に備えております。

また、体系的に、かつ、プロジェクトでの実践をベースに培った業務知識と、ERPパッケージ導入経験を活用し、中堅・中小企業向けのERPパッケージ導入にも積極的に参入してまいります。

②優秀な人材の確保及び人材価値向上策の推進

IT業界では、長年人的リソース不足が課題となっております。当社でも優秀な人材の確保と、その育成が重要な課題と認識しております。

特に、プロジェクト運営の軸となるプロジェクトマネージャの育成、成長戦略システムに必要なシステムデザイン力とデータモデリング力を持ち合わせた技術者の育成につきましては中長期での継続課題ととらえ、人材育成体系を整備し、技術力と人間力を兼ね備えた人材育成の一層の強化を行ってまいります。

③新人事制度の導入による人材育成

当社では、各事業年度の全社目標を、組織別、個人別に展開し、個人の業務目標の成果が会社の目標達成に直結する仕組みを明確にするとともに、社員の能力の向上に重きを置く評価制度を導入いたしました。

評価と教育が連動し、個人の成長が会社の成長につながる人材の育成を着実に実行いたします。

④ビジネスパートナー確保への取組み

外注技術者確保に向け、スキルマッチした技術者調達の要求に応えるために、協業各社と技術者の人材育成を共に考え、連携して事業拡大することを目的に、コンソーシアム組織※を推進しております。

これまで協業企業の1社当たり1～2名の調達から、複数者を同一プロジェクトへ参画できるよう対応を進めております。

※ 当社の取引先金融機関の城南信用金庫様との連携で神田コンソーシアムが2020年に発足いたしました。

当社が外注先パートナーの開拓をしていることと、中小の神田地区のIT企業がお客様の獲得に苦勞していたことから開発者の流通を神田地区で活発にしたいというコンセプトでコンソーシアムが立ち上がりました。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があらゆるリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境の変化について

当社が所属する情報サービス産業では、競合サービスとの価格競争の激化や、クラウド化などの急速な技術革新、顧客の属する業界の経営環境の変化等により影響を受ける可能性があります。当社では、このような変化に適応するために、新技術を使った分野への事業領域への拡大や、計画的な採用活動を通じた専門性の高い技術を有する人材の確保に努めております。しかしながら、著しい経済情勢の変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定のERP製品への依存について

当社は2008年6月にSAPジャパン株式会社とサービスパートナー契約を締結して以来、「SAP ERP」導入支援に注力しており、その結果として「SAP ERP」関連の売上が占める割合は2023年3月期で約48%となっております。当該状況を踏まえ、当社は「SAP ERP」に限らずERPシステムのオープン系開発を拡大し事業領域の拡大に努めておりますが、「SAP ERP」関連サービスへの一定程度の依存がみられるため、同社並びに同社製品の市場における訴求力が大きく低下した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 開発工数の増加について

当社のシステム開発の受託形態としては9割以上を準委任契約が占め、請負契約の割合が低い実情を前提として、当社がソフトウェア開発を請け負う場合、開発工数が当初の予定より大幅に増加するリスクがあります。当社は徹底した工数計画、工数管理及び品質管理を行っておりますが、開発中に顧客の要求する仕様が大幅に変更されたり、予期し得ない不具合が発生したりした場合等には、開発工数が大幅に増加して採算の悪化、売上及び収益の計上が翌中間期あるいは翌事業年度に期ずれする等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 契約不適合責任について

当社のシステム開発の受託形態としては9割以上を準委任契約が占め、請負契約の割合が低い実情を前提として、当社がソフトウェア開発を請け負う場合、通常、顧客に対して開発したソフトウェアについて契約不適合責任を負います。当社は品質管理を徹底しておりますが、予期せぬ不具合等が発生した場合には、無償修補を行う必要があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報管理について

当社は業務を遂行する上で、顧客、従業員などの個人情報や、その他の機密情報を保持しております。当社ではこれらの情報の保護に細心の注意を払うとともに、取扱いについては客観的に評価・検証するため、内部監査の実施などを実施しております。当社は2016年7月にISO27001/ISMSの認証を取得しており、社内に情報セキュリティ委員会を設置し、必要事項の対応を図るとともに、従業員への教育を定期的に行っておりますが、通信障害や人為的ミス等により知り得た情報が漏洩した場合には、顧客からの損害賠償請求や信用の失墜等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保・育成について

当社は高度で良質な技術力の提供を通じて競合他社との差別化を図っており、それを支える優秀なシステムエンジニアの確保、育成が重要な課題であると認識しております。当社では、採用活動に注力し、人材の確保に努めるとともに、入社後は評価制度と連動した各階層における教育を実施し、当社全ての人材が活躍できる体制を目指しております。しかしながら、人材を適時確保できない場合や人材が社外へ流出した場合、あるいは人材の育成が当社の計画どおりに進捗しない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 外注先パートナーの確保について

当社は業務を遂行する際、顧客要請への迅速で適切な対応を実現し、受注の機会損失を防ぐために外注先パートナーの支援を受けております。当社の製造費用に占める外注費の割合は6割を超え、事業の継続および拡大に関して、外注先パートナーは重要な位置付けとなっており、技術力の高い外注先パートナーを確保することが重要であると認識しております。今後も安定的に事業を拡大するために外注先パートナーとの関係を強化・維持する方針であり、外注先パートナーと長期にわたる安定的な取引を行っておりますが、万が一適切な時期に適切な外注先パートナーからの支援を受けられない場合等には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術革新への対応について

当社の属する情報サービス業界における技術革新のスピードが早く、市場及び顧客ニーズも急激に変化するとともに多様化しております。このような変化を的確に把握し、それらに対応したサービスや技術を提供できない場合等には、競争力が低下するなど当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法的規制について

当社は、事業者又は個人との間で業務委託契約を締結し、業務を委任しておりますが、「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)が適用される場合があります。

当社は、法令を遵守し事業運営を行っておりますが、運用の不備等により法令義務違反が発生した場合には、当社の社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 金利変動、資金調達について

当社は、資金調達を主に銀行借入により行うこととしているため、金利の変動による影響を受けます。金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、現状、金融機関との関係は良好で、必要資金は問題なく調達できておりますが、将来も引き続き十分に調達可能であるという保証はありません。

(11) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約(以下、「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。))が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。))はJ-Adviser契約(以下、「本契約」という。))を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。))第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。))には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	国名	契約名称	契約締結日	契約期間	契約内容
SAPジャパン株式会社	日本	SAP Partner Edge Open Ecosystem	2016年4月25日	1年毎の自動更新	SAP ERPパッケージと構築環境の使用を許諾されるもの

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(資産)

当事業年度末における総資産は、前期末比201,360千円減少し、2,025,319千円となりました。これは売掛金が148,062千円増加したものの、現金及び預金が281,412千円、長期性預金が10,200千円それぞれ減少したことが主な要因であります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、275,544千円減少し、1,518,846千円となりました。これは買掛金が75,164千円増加したものの、長期借入金が224,228千円、未払法人税等が88,012千円、社債が50,000千円、それぞれ減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、74,183千円増加し、506,473千円となりました。これは、利益剰余金が当期純利益の計上により79,716千円増加したことが主な要因であります。

第8期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(資産)

当中間会計期間末における総資産は、前期末比13,878千円減少し、2,011,441千円となりました。これは現金及び預金が279,296千円、仕掛品が15,850千円それぞれ増加したものの、売掛金が230,937千円、投資有価証券が90,954千円減少したことが主な要因であります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は、5,005千円増加し、1,523,851千円となりました。これは長期借入金78,982千円、未払法人税等22,145千円それぞれ増加したものの、未払消費税等93,617千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は、18,883千円減少し、487,590千円となりました。これは、利益剰余金が中間純利益の計上により65,799千円増加したものの、配当金の支払により90,600千円減少したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

当社グループの経営成績の概況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日（2024年2月9日）から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	合計	
本社等 (東京都千代田区)	事業設備	17,138	927	18,066	146

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年1月5日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,600,000	2,694,000	1,812	906,000	非上場	単元株式数 100株
計	3,600,000	2,694,000	1,812	906,000	—	—

(注) 2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は904,188株増加し、906,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,592,800株増加し、3,600,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年3月23日 (注1)	222	1,812	25,000	45,000	24,968	99,372
2023年10月31日 (注2)	904,188	906,000	—	45,000	—	—

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社K S
発行株数 222株
発行価格 225,084円
資本金組入額 112,613円

2. 株式分割

2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株を500株に株式分割しております。

(6) 【所有者別状況】

2023年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	2	—	—	14	16	—
所有株式数（単元）	—	—	—	671,000	—	—	235,000	906,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	74.1	—	—	25.9	100.0	—

（注）2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で1単元の株式株は1株から100株となっております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 906,000	9,060	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	906,000	—	—
総株主の議決権	—	9,060	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財務状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2023年6月29日 定時株主総会決議	90,600	50,000

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

①役員一覧

男性10名、女性1名（役員のうち女性の比率9.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐野 正憲	1947年6月17日	1972年4月 中山論公認会計士事務所入所 1975年6月 株式会社ブレンサービス設立 1978年8月 株式会社TSS設立代表取締役 1987年2月 株式会社アリス・エフ入社 1999年2月 有限会社エムエス設立代表取締役社長 2000年4月 株式会社シーシー・ネットワーク設立代表取締役社長 2006年2月 株式会社アイアイ・ネットワーク設立代表取締役会長 2011年10月 株式会社アイアイ・ネットワーク代表取締役社長 2014年4月 株式会社アイアイ・ネットワーク設立代表取締役会長 2014年4月 株式会社シーシー・ネットワーク代表取締役会長 2015年5月 株式会社ビービー・ネットワーク代表取締役会長 2017年1月 当社設立代表取締役社長（現任）	(注) 3	706,000 (注) 5
専務取締役 ソリューション 本部長	川口 雄大	1965年10月19日	1988年2月 株式会社日展入社 1997年11月 株式会社日本コンピュータシステム入社 2000年5月 株式会社シーシー・ネットワーク入社 2014年4月 同社専務取締役 2015年6月 株式会社ビービー・ネットワーク専務取締役 2017年1月 当社取締役 2020年4月 当社取締役ソリューション本部長 2021年10月 当社専務取締役企画本部長 2022年4月 当社専務取締役企画本部長 2022年11月 当社専務取締役ソリューション本部長兼企画本部長 2023年4月 当社専務取締役ソリューション本部長（現任）	(注) 3	12,500
常務取締役 企画本部長兼 内部監査室長兼 IPO推進責任者	藁科 卓也	1960年11月6日	1983年4月 テルモ株式会社入社 1992年1月 同和鉱業株式会社入社（現DOWAホールディングス株式会社） 2001年4月 同社経理部長 2008年6月 同社取締役経理財務部門 2012年3月 藤田観光株式会社取締役管理本部長 2021年5月 当社入社 2021年5月 上席執行役員経営企画部長兼管理本部 2021年10月 当社常務執行役員IPO推進責任者 2022年4月 当社常務執行役員IPO推進責任者兼内部監査室長 2022年6月 当社常務取締役IPO推進責任者兼内部監査室長 2023年4月 当社常務取締役企画本部長兼内部監査室長兼IPO推進責任者 （現任）	(注) 3	11,000
取締役 管理本部長	大野 綾子	1960年1月30日	1978年4月 秋田製錬株式会社入社 1993年4月 株式会社同和半導体入社 2005年4月 DOWAマネジメントサービス株式会社入社 2008年4月 DOWAマネジメントサービス株式会社取締役就任 2012年5月 株式会社シーシー・ネットワーク入社 2020年4月 合併により当社に転籍 2020年4月 上席執行役員管理本部企業ガバナンス副部長 2021年10月 当社上席執行役員管理本部管理部長 2022年6月 当社取締役管理本部副本部長 2022年10月 当社取締役管理本部長（現任）	(注) 3	6,500
取締役 営業本部長	佐野 健悟	1977年12月12日	2002年4月 株式会社ミロク情報サービス入社 2004年5月 株式会社シーシー・ネットワーク入社 2019年10月 同社執行役員 2020年4月 合併により当社に転籍 2021年6月 当社取締役営業統括部長 2022年4月 当社取締役営業本部営業統括部長 2023年4月 当社取締役営業副本部長兼大阪支社長 2023年6月 当社取締役営業本部長兼大阪支社長 2023年9月 当社取締役営業本部長（現任）	(注) 1. 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 技術担当 プリンシパル	福留 裕高	1963年9月16日	1986年4月 南日本ソフトウェア株式会社入社 1986年10月 株式会社リバース入社 1994年3月 小野田ケミコ株式会社入社 1997年12月 日本コンピュータシステム株式会社入社 2003年11月 株式会社シーシー・ネットワーク入社 2014年4月 同社取締役ERPコンサルテーション部長 2015年5月 株式会社ビービー・ネットワーク取締役社長(兼任) 2017年1月 当社取締役 2020年4月 当社取締役事業円滑推進本部長 2021年10月 当社常務取締役ソリューション本部長兼新規事業部長 2022年11月 当社常務取締役技術担当プリンシパル 2023年6月 当社取締役技術担当プリンシパル(現任)	(注) 3	12,000
取締役 第3技術部 事業部長	村上 聡	1964年4月23日	1986年8月 DutyFreeShoppers (Sydney) 入社 1987年5月 Allders International Pty.Ltd(Sydney) 入社 1991年3月 Modus Consulting 入社 1993年6月 株式会社ノヴァサンテジャパン設立 取締役副社長 1997年7月 株式会社ムー入社 2017年4月 株式会社ムー取締役社長就任 2018年11月 株式会社アイアイ・ネットワーク副社長就任 2020年4月 合併により当社に転籍 2020年4月 当社上席執行役員管理本部情報管理部長 2023年4月 当社上席執行役員ソリューション本部副本部長兼第3技術部長兼新規事業部長 2023年6月 当社取締役ソリューション本部第3技術部事業部長(現任)	(注) 3	5,000
常勤監査役	望月 睦久	1959年4月8日	1982年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社入社 1991年2月 富士通エス・エー・システムズ株式会社入社 2002年9月 株式会社サニックス入社 2003年6月 株式会社シーシー・ネットワーク入社 2006年11月 同社取締役営業部長 2009年8月 株式会社アイアイ・ネットワーク取締役営業部長 2011年10月 同社常務取締役営業部長 2014年4月 株式会社シーシー・ネットワーク常務取締役営業部長 2014年4月 株式会社アイアイ・ネットワーク取締役社長 2017年1月 当社取締役営業部長 2020年4月 当社取締役管理本部長兼企業ガバナンス部長 2021年10月 当社常務取締役管理本部長 2022年7月 当社常務取締役営業本部長 2023年6月 当社常務取締役企画本部長 2023年10月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	35,000
常勤監査役	竹内 健太郎	1959年10月21日	1982年4月 ホーチキ株式会社入社 1987年10月 株式会社アリス・エフ入社 1997年10月 株式会社アストジェイ入社取締役就任 2014年9月 同社代表取締役就任 2020年4月 合併により当社に転籍 2020年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	毛利 元治	1957年6月18日	1980年4月 富士ゼロックス株式会社入社 2017年10月 学校法人京華学園入職 2022年3月 当社社外監査役(現任)	(注) 2.4	—
監査役	栗原 学	1956年4月19日	1987年10月 監査法人中央事務所入所 1991年3月 公認会計士登録(現任) 2001年7月 中央青山監査法人パートナー 2007年8月 新日本監査法人(EY新日本有限責任監査法人)パートナー 2017年9月 栗原公認会計士事務所開設所長(現任) 2018年3月 鹿島プライベートリート投資法人監督役員就任(現任) 2019年6月 株式会社ジャストシステム社外取締役(非常勤)就任(現任) 2019年6月 株式会社エーアイ取締役監査等委員就任(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任) 2023年6月 株式会社フュートレック取締役監査等委員(非常勤)就任(現任)	(注) 2.4	—
計					788,000

- (注) 1. 取締役佐野健悟は代表取締役社長佐野正憲の長男であります。
2. 毛利元治、栗原学は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年10月30日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2023年10月30日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役佐野正憲の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社K S、株式会社M Sが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

②社外役員の状況

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役の毛利元治氏は、富士ゼロックス株式会社で経理・財務・総務部門及びグループ会社の経営管理を通じて、会社経営・企業会計分野での豊富な知識・経験等を有しており、監査役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、当社の監査役として適任であると判断し選任しております。

社外監査役の栗原学氏は、公認会計士として30年にわたり会計監査業務および経営指導などに携わってきたことから、その豊富な経験と高い専門的知見を活かし、監査役として監査・監督機能を十分発揮し、当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、当社の監査役として適任であると判断し選任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、会計監査等の機能強化の整備を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

a) 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令または定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、社内規程により代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

b) 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。監査役は、取締役会や経営会議等に出席するなど取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査しております。

議長：望月睦久(常勤監査役)

構成員：竹内健太郎(常勤監査役)、毛利元治(社外監査役)、栗原学(社外監査役)

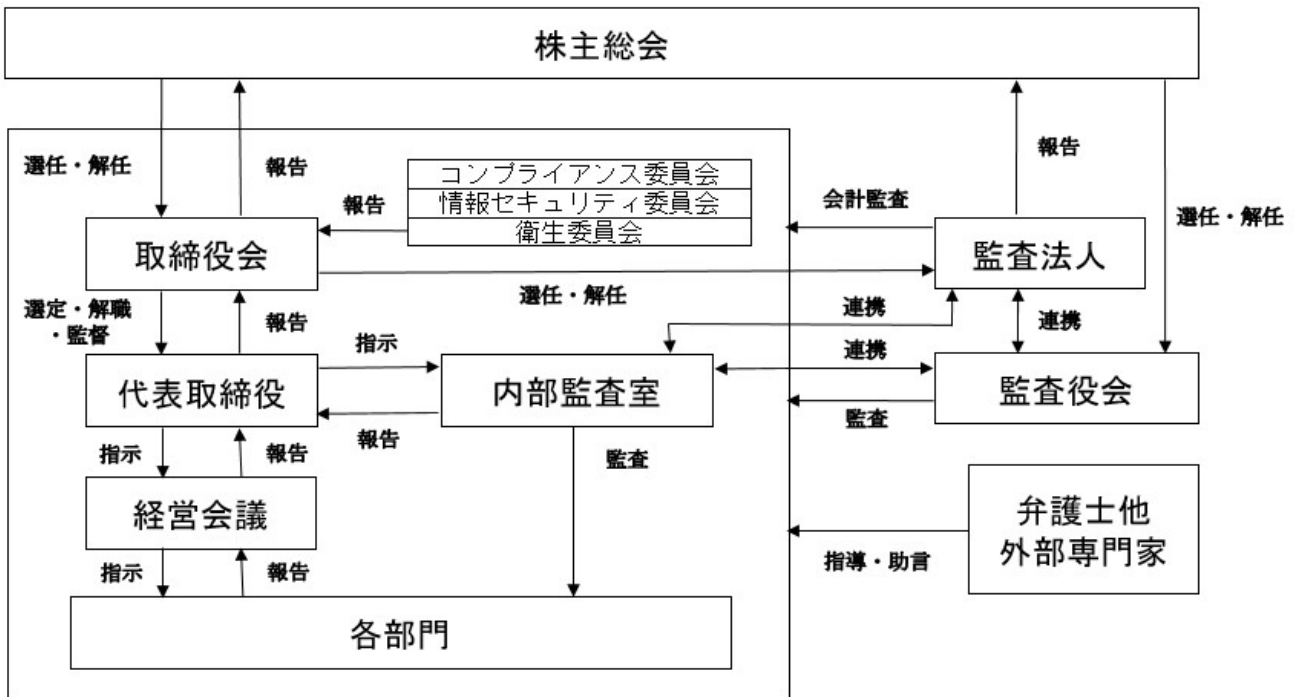
c) 内部監査

当社は会社組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役の指示により内部監査室が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役及び会計監査人と連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。

d) 会計監査

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年3月期において監査を執行した公認会計士は竹原玄氏、丸田力也氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士1名、その他4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、内部統制システムの構築が重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が2名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社はリスク管理の主管部署を管理本部として情報を一元管理し、リスク管理規程に基づき、潜在的リスクの早期発見および事故・不祥事等に対して迅速かつ、適切な対応を講じております。また、必要に応じて弁護士等複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

なお、潜在的リスクの発見、インシデント対応の周知徹底には、代表取締役を委員長とする「経営会議」を活用し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、改善等について意見交換、情報共有を行っております。「経営会議」は常勤取締役、常勤監査役、上席執行役員及び幹部社員を構成員とし、月例で開催しております。

⑥役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	役員退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	130,410	130,410	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く)	9,600	9,600	—	—	1
社外役員	10,650	10,650	—	—	3
計	150,660	150,660	—	—	12

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上、監査役は3名以上とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

該当事項はありません。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮する環境を整備することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	19,300	—
計	19,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

(1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ ¹ 1,204,483	※ ¹ 923,071
売掛金	627,668	775,730
契約資産	61,421	—
仕掛品	3,862	1,308
貯蔵品	639	266
前払費用	8,930	14,846
未収入金	39,241	48,127
その他	46	396
流動資産合計	1,946,293	1,763,747
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	28,343	30,793
減価償却累計額	△11,223	△13,266
建物附属設備(純額)	17,119	17,526
工具器具備品	9,998	9,998
減価償却累計額	△7,176	△8,868
工具器具備品(純額)	2,821	1,129
有形固定資産合計	19,941	18,656
無形固定資産		
ソフトウェア	9,049	7,946
その他	0	0
無形固定資産合計	9,050	7,947
投資その他の資産		
投資有価証券	99,412	90,954
長期性預金	14,100	3,900
出資金	10,130	10,130
長期前払費用	180	4,983
繰延税金資産	21,601	15,648
敷金及び保証金	24,861	24,556
保険積立金	69,540	72,936
その他	12,948	12,948
貸倒引当金	△1,380	△1,090
投資その他の資産合計	251,394	234,969
固定資産合計	280,386	261,572
資産合計	2,226,680	2,025,319

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	278,026	353,190
1年内償還予定の社債	92,000	50,000
短期借入金	※1. 2 187,992	※1. 2 278,324
1年内返済予定の長期借入金	328,345	286,600
未払金	16,885	11,648
未払費用	15,477	18,236
未払法人税等	115,299	27,286
未払消費税等	124,097	113,076
契約負債	5,720	16,104
預り金	18,683	17,439
賞与引当金	31,499	29,515
その他	2	—
流動負債合計	1,214,027	1,201,421
固定負債		
社債	150,000	100,000
長期借入金	374,520	150,292
役員退職慰労引当金	55,843	67,133
固定負債合計	580,363	317,425
負債合計	1,794,390	1,518,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
資本剰余金		
資本準備金	99,372	99,372
資本剰余金合計	99,372	99,372
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	288,301	368,017
利益剰余金合計	288,301	368,017
株主資本合計	432,674	512,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△384	△5,916
評価・換算差額等合計	△384	△5,916
純資産合計	432,289	506,473
負債純資産合計	2,226,680	2,025,319

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1	1,202,367
売掛金		544,793
契約資産		62,459
仕掛品		17,158
貯蔵品		222
前払費用		11,912
未収入金		85
その他		1,367
流動資産合計		1,840,366
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		31,444
減価償却累計額		△14,305
建物附属設備(純額)		17,138
工具器具備品		9,380
減価償却累計額		△8,453
工具器具備品(純額)		927
有形固定資産合計		18,066
無形固定資産		
ソフトウェア		6,870
その他		0
無形固定資産合計		6,871
投資その他の資産		
投資有価証券		—
長期性預金		5,400
出資金		10,130
長期前払費用		1,868
繰延税金資産		14,819
敷金及び保証金		28,204
保険積立金		73,855
その他		12,948
貸倒引当金		△1,090
投資その他の資産合計		146,137
固定資産合計		171,075
資産合計		2,011,441

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	306,424
1年内償還予定の社債	40,000
短期借入金	※1. 2 328,630
1年内返済予定の長期借入金	297,457
未払金	8,010
未払費用	29,744
未払法人税等	49,432
未払消費税等	19,458
契約負債	4,076
預り金	27,354
賞与引当金	30,183
その他	650
流動負債合計	1,141,422
固定負債	
社債	80,000
長期借入金	229,274
役員退職慰労引当金	73,155
固定負債合計	382,429
負債合計	1,523,851
純資産の部	
株主資本	
資本金	45,000
資本剰余金	
資本準備金	99,372
資本剰余金合計	99,372
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	343,217
利益剰余金合計	343,217
株主資本合計	487,590
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	—
評価・換算差額等合計	—
純資産合計	487,590
負債純資産合計	2,011,441

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
売上高	※ ¹	4,697,526	※ ¹	5,041,285
売上原価		3,836,611		4,204,475
売上総利益		860,914		836,810
販売費及び一般管理費	※ ²	549,471	※ ²	571,428
営業利益		311,443		265,382
営業外収益				
受取利息		316		20
受取配当金		5,733		242
助成金収入		1,560		6,599
保険解約返戻金		1,666		12,385
その他		3,067		969
営業外収益合計		12,345		20,217
営業外費用				
支払利息		15,324		12,293
支払保証料		2,169		1,780
支払手数料		8,055		1,252
その他		1,909		1,498
営業外費用合計		27,459		16,824
経常利益		296,328		268,775
税引前当期純利益		296,328		268,775
法人税、住民税及び事業税		108,074		89,581
法人税等調整額		△8,804		8,878
法人税等合計		99,269		98,459
当期純利益		197,058		170,316

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		891,898	23.4	848,120	20.3
II 外注加工費		2,816,735	74.1	3,248,144	77.6
III 経費	※1	84,459	2.2	86,001	2.1
当期総製造費用		3,793,094	100.0	4,182,266	100.0
期首仕掛品棚卸高		14,218		3,862	
合計		3,807,313		4,186,128	
期末仕掛品棚卸高		3,862		1,308	
当期商品仕入高		33,160		19,654	
当期売上原価		3,836,611		4,204,475	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
賃借料	26,616千円	27,186千円
通信費	18,818千円	18,849千円
旅費交通費	12,681千円	12,248千円

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 2023年4月1日	
	至 2023年9月30日)	
売上高	※ ¹	2,504,021
売上原価		2,097,858
売上総利益		406,162
販売費及び一般管理費	※ ²	286,525
営業利益		119,637
営業外収益		
受取利息		16
受取配当金		342
助成金収入		1,200
保険解約返戻金		4,269
その他		956
営業外収益合計		6,784
営業外費用		
支払利息		5,930
支払保証料		670
支払手数料		369
投資有価証券売却損		7,831
営業外費用合計		14,801
経常利益		111,620
税引前中間純利益		111,620
法人税、住民税及び事業税		48,120
法人税等調整額		△2,299
法人税等合計		45,820
中間純利益		65,799

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	74,403	74,403	107,143	107,143	201,546
当期変動額						
新株の発行	25,000	24,968	24,968			49,968
剰余金の配当				△15,900	△15,900	△15,900
当期純利益				197,058	197,058	197,058
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	25,000	24,968	24,968	181,158	181,158	231,127
当期末残高	45,000	99,372	99,372	288,301	288,301	432,674

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,911	3,911	205,458
当期変動額			
新株の発行			49,968
剰余金の配当			△15,900
当期純利益			197,058
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△4,296	△4,296	△4,296
当期変動額合計	△4,296	△4,296	226,831
当期末残高	△384	△384	432,289

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	45,000	99,372	99,372	288,301	288,301	432,674
当期変動額						
剰余金の配当				△90,600	△90,600	△90,600
当期純利益				170,316	170,316	170,316
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	79,716	79,716	79,716
当期末残高	45,000	99,372	99,372	368,017	368,017	512,390

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△384	△384	432,289
当期変動額			
剰余金の配当			△90,600
当期純利益			170,316
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△5,532	△5,532	△5,532
当期変動額合計	△5,532	△5,532	74,183
当期末残高	△5,916	△5,916	506,473

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	45,000	99,372	99,372	368,017	368,017	512,390
当中間期変動額						
剰余金の配当				△90,600	△90,600	△90,600
中間純利益				65,799	65,799	65,799
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	△24,800	△24,800	△24,800
当中間期末残高	45,000	99,372	99,372	343,217	343,217	487,590

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△5,916	△5,916	506,473
当中間期変動額			
剰余金の配当			△90,600
中間純利益			65,799
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	5,916	5,916	5,916
当中間期変動額合計	5,916	5,916	△18,883
当中間期末残高			487,590

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2021年4月1日	(自	2022年4月1日
	至	2022年3月31日)	至	2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		296,328		268,775
減価償却費		6,580		7,251
賞与引当金の増減額 (△は減少)		494		△1,984
受取利息及び配当金		△6,050		△263
支払利息		25,549		15,325
売上債権の増減額 (△は増加)		△38,284		△76,255
棚卸資産の増減額 (△は増加)		9,716		2,927
仕入債務の増減額 (△は減少)		△19,739		75,164
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△42,162		△11,021
その他の資産の増減額 (△は増加)		△971		△18,017
その他の負債の増減額 (△は減少)		10,273		5,825
その他		△494		△10,883
小計		241,240		256,844
利息及び配当金の受取額		5,129		210
利息の支払額		△22,129		△13,040
法人税等の支払額		△26,573		△177,541
営業活動によるキャッシュ・フロー		197,666		66,472
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△119,207		△72,007
定期預金の戻入による収入		6,001		64,058
有形固定資産の取得による支出		△3,481		△2,450
無形固定資産の取得による支出		△1,400		△1,000
投資有価証券の取得による支出		△100,000		—
投資有価証券の売却による収入		117,131		—
保険積立金の積立による支出		△14,905		△15,188
保険積立金の解約による収入		42,774		18,794
その他		6,061		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△67,025		△7,792
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額		△57,364		90,332
長期借入れによる収入		740,000		120,000
長期借入金の返済による支出		△760,896		△385,973
社債の発行による収入		200,000		—
社債の償還による支出		△105,500		△92,000
株式の発行による収入		49,968		—
配当金の支払額		△15,900		△90,600
財務活動によるキャッシュ・フロー		50,308		△358,241
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		180,950		△299,560

現金及び現金同等物の期首残高	689,198	870,148
現金及び現金同等物の期末残高	870,148	570,588

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	111,620
減価償却費	3,167
賞与引当金の増減額 (△は減少)	668
受取利息及び配当金	△358
支払利息	6,930
売上債権の増減額 (△は増加)	156,448
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,805
仕入債務の増減額 (△は減少)	△46,766
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△154
その他の資産の増減額 (△は増加)	6,260
その他の負債の増減額 (△は減少)	23,608
その他	3,561
小計	249,182
利息及び配当金の受取額	285
利息の支払額	△6,100
法人税等の支払額	△25,902
法人税等の還付額	39,112
過年度消費税等の支払額	△93,463
営業活動によるキャッシュ・フロー	163,114
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△2,603
定期預金の戻入による収入	21,602
有形固定資産の取得による支出	△821
無形固定資産の取得による支出	△480
投資有価証券の売却による収入	92,168
保険積立金の積立による支出	△6,276
保険積立金の解約による収入	13,546
投資活動によるキャッシュ・フロー	117,136
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額	50,306
長期借入れによる収入	250,000
長期借入金の返済による支出	△160,161
社債の償還による支出	△30,000
配当金の支払額	△90,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,545
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	299,795
現金及び現金同等物の期首残高	570,588
現金及び現金同等物の中間期末残高	870,383

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却価格は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）に採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

① 建物附属設備

定額法を採用しております。

耐用年数は次のとおりです。

10年～15年

② 工具器具備品

定率法を採用しております。

耐用年数は次のとおりです。

3年～8年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

均等償却を採用しております。なお、主な償却年数は3年であります。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

① 準委任契約等（派遣契約含）

準委任契約等はサービス支援であるため、契約に定める履行義務の進捗に基づき収益認識を行っております。

② 請負契約

請負契約は、要件定義、各種設計（基本設計、プログラム設計、その他設計）、プログラム開発、および関連事業（テスト報告等）並びに、社会環境調査部門が実施する各種調査案件に係るものです。

請負契約の収益認識は、短期、少額の案件を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	117,000千円	100,000千円
計	117,000千円	100,000千円
担保付債務		
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
短期借入金	50,000千円	70,000千円
計	50,000千円	70,000千円

※2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	700,000千円	400,000千円
借入実行残高	50,000千円	170,000千円
差引計	650,000千円	230,000千円

※3. 保証債務

下記の会社の金融機関から借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
株式会社K S	60,000千円	45,000千円
計	60,000千円	45,000千円

(注) 上記取引においては2023年7月31日付で解消しております。

(損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
役員報酬	118,507千円	150,660千円
給料手当	160,863千円	151,890千円
減価償却費	6,580千円	7,251千円
役員退職慰労引当金繰入額	16,624千円	11,290千円
賞与引当金繰入額	9,447千円	5,662千円
おおよその割合		
販売費	18.3%	15.4%
一般管理費	81.7%	84.6%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,590	222	—	1,812
合計	1,590	222	—	1,812

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

(変動事由の概要)

第三者割当による新株発行による増加 222株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	15,900	10,000	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,812	—	—	1,812
合計	1,812	—	—	1,812

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年10月20日 取締役会	普通株式	90,600	50,000	2022年9月30日	2022年10月25日

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	90,600	利益剰余金	50,000	2023年3月31日	2023年7月10日

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	1,204,483千円	923,071千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△334,334千円	△352,483千円
現金及び現金同等物	870,148千円	570,588千円

2. 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等を主体として運用を行っており、資金調達の必要性が生じた場合には金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金の使途は、主に運転資金であり、変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権や敷金及び保証金については、管理部が債権の回収状況を随時確認し、残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的な時価及び発行体企業の財政状態等を把握し、時価又は実質価額が下回るリスクを把握・管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格の他、市場価格がない場合には、合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	99,412	99,412	—
資産計	99,412	99,412	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	242,000	240,319	1,680
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	702,865	694,943	7,921
負債計	944,865	935,262	9,602

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	90,954	90,954	—
資産計	90,954	90,954	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	150,000	149,309	690
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	436,892	435,099	1,792
負債計	586,892	584,409	2,482

(注1) 市場価額のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年3月31日	2023年3月31日
出資金	10,130	10,130

(注2) 金銭債権の貸借対照表日後の償還予定額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,204,483	14,100	—	—
売掛金	689,089	—	—	—
合計	1,893,573	14,100	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	923,071	3,900	—	—
売掛金	775,730	—	—	—
合計	1,698,801	3,900	—	—

(注3) 短期借入金、社債及び長期借入金の貸借対照表日後の返済予定額
前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	187,992	—	—	—	—	—
社債	92,000	50,000	40,000	40,000	20,000	—
長期借入金	328,345	256,046	75,970	30,408	12,096	—

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	278,324	—	—	—	—	—
社債	50,000	40,000	40,000	20,000	—	—
長期借入金	286,600	106,638	31,558	12,096	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	99,412	—	99,412
資産計	—	99,412	—	99,412

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	—	90,954	—	90,954
資産計	—	90,954	—	90,954

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	240,319	—	240,319
長期借入金	—	694,943	—	694,943
負債計	—	935,262	—	935,262

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	149,309	—	149,309
長期借入金	—	435,099	—	435,099
負債計	—	584,409	—	584,409

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債 (1年以内償還予定を含む)、並びに長期借入金 (1年以内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入及び社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	99,412	100,000	△587
小計	99,412	100,000	△587
合計	99,412	100,000	△587

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	90,954	100,000	△9,045
小計	90,954	100,000	△9,045
合計	90,954	100,000	△9,045

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	10,502	2,310
賞与引当金	10,895	10,209
役員退職慰労引当金	19,316	23,221
その他有価証券評価差額金	203	3,128
その他	874	711
繰延税金資産小計	41,791	39,581
評価性引当額	△20,190	△23,932
繰延税金資産合計	21,601	15,648
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	21,601	15,648

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	34.6%
評価性引当額の増減額	1.8%	1.0%
中小企業軽減税率	△0.2%	△0.2%
保険積立金解約益	3.4%	—
繰越欠損金の消滅	△5.7%	—
住民税均等割等	0.4%	0.5%
その他	△0.5%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	36.3%

(資産除去債務関係)

当社は賃貸借契約に基づき使用する事務所に対して、退去時における原状回復義務を有しております。しかし、現時点において事務所移転等の計画が未定であることから、事務所については資産除去債務を合理的に見積ることが極めて困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報システムソリューションサービス事業を営んでおり、財又はサービスの種類は、準委任契約等、請負契約であります。

(単位：千円)

区分	情報システム ソリューションサービス	
	前事業年度	当事業年度
準委任契約等	4,374,028	4,844,128
請負契約	323,498	197,156
顧客との契約から生じる収益	4,697,526	5,041,285
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,697,526	5,041,285

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

請負契約はシステム開発等の収益であり、ごく短期で少額な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益の認識を行っております。当該契約は作業が進むにつれて成果物の価値が増加し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されるため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	578,465	627,668
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	627,668	775,730
契約資産（期首残高）	66,950	61,421
契約資産（期末残高）	61,421	—
契約負債（期首残高）	330	5,720
契約負債（期末残高）	5,720	16,104

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約において、期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが、未請求の作業に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、請負の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立システムズ	1,022,153

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメントの記載は省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立システムズ	1,129,812

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社K S	東京都渋谷区	1,000	持株会社	(被所有) 直接59.3	債務保証 第三者割 当増資	銀行借入 に対する 債務保証	60,000	—	—
							第三者割 当増資 (注)	49,968	—	—
役員	佐野 正憲	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接3.9	債務保証	銀行借入 に対する 債務保証	352,000	—	—

(注) 2022年3月17日開催の臨時株主総会で決議された第三者割当増資により、1株につき225,084円で当社の普通株式を引き受けたものです。発行価格は、外部の第三者による価値算定書を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株式会社K S	東京都渋谷区	1,000	持株会社	(被所有) 直接59.3	債務保証	銀行借入 に対する 債務保証	45,000	—	—

(注) 上記取引については2023年7月31日付で解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	477.14円	559.02円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	432,289	506,473
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	432,289	506,473
普通株式の発行株式数(株)	906,000.00	906,000.00
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(株)	906,000.00	906,000.00

項目	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	245.02円	187.99円
(算定上の基礎)		
当期純利益(千円)	197,058	170,316
普通株式に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	197,058	170,316
普通株式の期中平均株式数(株)	804,250.00	906,000.00

- (注) 1. 当社は2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却価格は、移動平均法により算定）を採用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 仕掛品
 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）に採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - ① 建物附属設備
 定額法を採用しております。
 耐用年数は次のとおりです。
 10年～15年
 - ② 工具器具備品
 定率法を採用しております。
 耐用年数は次のとおりです。
 3年～8年
 - (2) 無形固定資産
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) 長期前払費用
 均等償却を採用しております。なお、主な償却年数は3年であります。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。
 - (3) 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間要支給額を計上しております。
 - (4) 受注損失引当金
 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上することとしております。
5. 収益及び費用の計上基準
 - ① 準委任契約等（派遣契約含）
 準委任契約等はサービス支援であるため、契約に定める履行義務の進捗に基づき収益認識を行っております。
 - ② 請負契約
 請負契約は、要件定義、各種設計（基本設計、プログラム設計、その他設計）、プログラム開発、および関連事業（テスト報告等）並びに、社会環境調査部門が実施する各種調査案件に係るものです。
 請負契約の収益認識は、短期、少額の案件を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

6. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
現金及び預金	100,000千円
計	100,000千円
担保付債務	
	当中間会計期間 (2023年9月30日)
短期借入金	100,000千円
計	100,000千円

※2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

	当中間会計期間 (2023年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	400,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引計	200,000千円

(中間損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	76,260千円
給料手当	69,561千円
減価償却費	3,167千円
役員退職慰労引当金繰入額	6,022千円
賞与引当金繰入額	4,753千円
おおよその割合	
販売費	15.4%
一般管理費	84.6%

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,812	—	—	1,812
合計	1,812	—	—	1,812

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	90,600	50,000	2023年3月31日	2023年7月10日

(注) 2023年10月31日付で普通株式1株につき、500株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金	1,202,367千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△331,984千円
現金及び現金同等物	870,383千円

2. 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

3. 過年度消費税について
消費税等支払額は過年度に発生した消費税修正申告によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間 (2023年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	120,000	119,100	899
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	526,731	525,710	1,020
負債計	646,731	644,811	1,919

(注1) 市場価額のない金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。
(単位: 千円)

区分	2023年9月30日
出資金	10,130

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	119,100	—	119,100
長期借入金	—	525,710	—	525,710
負債計	—	644,811	—	644,811

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年以内償還予定を含む）、並びに長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入及び社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

当社は賃貸借契約に基づき使用する事務所に対して、退去時における原状回復義務を有しております。しかし、現時点において事務所移転等の計画が未定であることから、事務所については資産除去債務を合理的に見積ることが極めて困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、情報システムソリューションサービス事業を営んでおり、財又はサービスの種類は、準委任契約等、請負契約であります。

(単位：千円)

区分	情報システム ソリューションサービス
	当中間会計期間
準委任契約等	2,413,036
請負契約	90,984
顧客との契約から生じる収益	2,504,021
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,504,021

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

準委任契約等はサービス支援等であり、企業が履行義務を充足するにつれて、顧客が便益を享受するものであるため、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

請負契約はシステム開発等の収益であり、ごく短期で少額な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益の認識を行っております。当該契約は作業が進むにつれて成果物の価値が増加し、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されるため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	775,730
顧客との契約から生じた債権（中間期末残高）	544,793
契約資産（期首残高）	—
契約資産（中間期末残高）	62,459
契約負債（期首残高）	16,104
契約負債（中間期末残高）	4,076

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約において、中間期末日時点での進捗度の測定に基づき収益を認識しておりますが、未請求の作業に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、請負の引渡前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当中間会計期間において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は情報システムソリューションサービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立システムズ	673,351
株式会社JALインフォテック	262,756

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	538.18円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	487,590
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	487,590
普通株式の発行株式数(株)	906,000.00
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式数(株)	906,000.00

項目	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益	72.63円
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	65,799
普通株式に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	65,799
普通株式の期中平均株式数(株)	906,000.00

- (注) 1. 当社は2023年10月10日開催の臨時取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額（千円）
投資信託 円ハイブリッド債券インカム	96,329,834	90,954
計	96,329,834	90,954

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期償却額 （千円）	期末簿価 （千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額 （千円）	期末取得原価 （千円）
有形固定資産							
建物附属設備	17,119	2,450	—	2,043	17,526	13,266	30,793
工具器具備品	2,821	—	—	1,692	1,129	8,868	9,998
有形固定資産計	19,941	2,450	—	3,735	18,656	22,135	40,791
無形固定資産							
ソフトウェア	9,049	2,450	1,120	3,515	6,863	—	—
その他	0	—	—	—	0	—	—
無形固定資産計	9,050	2,450	1,120	3,515	6,864	—	—
長期前払費用	180	17,237	7,733	4,699	4,983	—	—

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	利率 （%）	担保	償還期限
第1回適格機関投資家譲渡限定私募	2021年7月30日	180,000	140,000 (40,000)	0.13	なし	2026年7月30日
第2回無担保社債	2020年9月25日	26,000	10,000 (10,000)	0.30	なし	2023年9月25日

(注) 1. 「当期末残高」欄の（内書）は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 （千円）	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）
50,000	40,000	40,000	20,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	187,992	278,324	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	328,345	286,600	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	374,520	150,292	1.3	2023年～2027年
合計	890,857	715,216	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）
長期借入金	106,638	31,558	12,096	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	31,499	29,515	31,499	—	29,515
役員退職慰労引当金	55,843	11,290	—	—	67,133
貸倒引当金	1,380	—	—	290	1,090

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	228
預金	
普通預金	492,938
定期預金	429,904
計	922,843
合計	923,071

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社日立システムズ	134,979
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	96,932
株式会社バンダイナムコホールディングス	86,016
株式会社JALインフォテック	39,829
DOWAホールディングス株式会社	24,825
その他	393,149
合計	775,730

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
689,089	5,657,061	5,570,421	775,730	87	47

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③仕掛品

区分	金額 (千円)
労務費	765
その他	543
合計	1,308

④貯蔵品

区分	金額 (千円)
切手、収入印紙	266
合計	266

⑤買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社とろたく	34,097
株式会社SSC	26,720
株式会社S&S	23,406
シナジー・ソリューションズ株式会社	12,555
株式会社GKN	9,022
その他	247,388
合計	353,190

⑥短期借入金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社商工組合中央金庫	100,000
株式会社東日本銀行	83,324
城南信用金庫	70,000
株式会社きらぼし銀行	15,000
興産信用金庫	10,000
合計	278,324

⑦1年内返済予定の長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
城南信用金庫	107,429
朝日信用金庫	98,540
興産信用金庫	30,547
株式会社商工組合中央金庫	22,374
株式会社みずほ銀行	15,000
株式会社三井住友銀行	9,560
その他	3,150
合計	286,600

⑧1年内償還予定の社債

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社きらぼし銀行	40,000
株式会社りそな銀行	10,000
合計	50,000

⑨未払法人税等

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
神田税務署	18,423
千代田都税事務所	5,910
中央府税事務所	1,504
藤沢県税事務所	1,194
その他	253
合計	27,286

⑩長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社商工組合中央金庫	56,946
朝日信用金庫	37,972
城南信用金庫	34,238
興産信用金庫	11,136
株式会社みずほ銀行	10,000
合計	150,292

⑪社債

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社きらぼし銀行	100,000
合計	100,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 該当事項はございません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://ccn-g.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年3月9日	佐野 正憲	東京都渋谷区	特別利害関係者(当社取締役)	株式会社MS	東京都渋谷区	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式690株	34,500,000(50,000)	所有者の事情による
2022年3月9日	佐野 まり子	神奈川県相模原市中央区	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社MS	東京都渋谷区	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式130株	6,500,000(50,000)	所有者の事情による
2022年3月9日	佐野 健悟	神奈川県相模原市南区	特別利害関係者(当社取締役)	株式会社MS	東京都渋谷区	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式300株	15,000,000(50,000)	所有者の事情による
2022年3月16日	川口 雄大	埼玉県さいたま市見沼区	特別利害関係者(当社取締役)	薬科 卓也	千葉県船橋市	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式15株	3,376,260(225,084)	経営参画への意欲向上のため
2022年11月21日	望月 睦久	埼玉県南埼玉郡宮代町	特別利害関係者(当社取締役)	大野 綾子	東京都文京区	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式8株	1,800,672(225,084)	経営参画への意欲向上のため
2022年11月21日	望月 睦久	埼玉県南埼玉郡宮代町	特別利害関係者(当社取締役)	村上 聡	東京都新宿区	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式2株	450,168(225,084)	経営参画への意欲向上のため
2022年12月19日	杉山 量良	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(大株主上位10名)	大野 綾子	東京都文京区	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式2株	450,168(225,084)	経営参画への意欲向上のため
2022年12月19日	杉山 量良	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(大株主上位10名)	村上 聡	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式8株	1,800,672(225,084)	経営参画への意欲向上のため
2023年2月20日	株式会社MS	東京都渋谷区	特別利害関係者(大株主上位10名)	株式会社KS	東京都渋谷区	特別利害関係者(大株主上位10名)	普通株式852株	232,250,088(272,594)	所有者の事情による
2023年3月31日	伊藤 勇人	東京都西東京市	特別利害関係者(当社取締役)	薬科 卓也	千葉県船橋市	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式7株	1,908,158(272,594)	所有者の当社退職による譲渡
2023年3月31日	伊藤 勇人	東京都西東京市	特別利害関係者(当社取締役)	大野 綾子	東京都文京区	特別利害関係者(当社取締役)	普通株式3株	817,782(272,594)	所有者の当社退職による譲渡

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2023年3月31日)から起算して2年前の日(2021年4月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格は、純資産価額方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①
発行年月日	2022年3月23日
種類	普通株式
発行数	普通株式 222株
発行価格	225,084円
資本組入額	112,613円
発行価額の総額	49,968,648円
資本組入額の総額	25,000,000円
発行方法	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。

②割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2023年3月31日であります。

2. 発行価格は、修正簿価純資産方式を参考として、決定いたしました。

2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社と の関係
株式会社K S	東京都渋谷区 本町二丁目16番5号	資産管理会社	222	49,968,648 (225,084)	特別利害関係者(当 社の特別利害関係 者、当社の大株主上 位10名、当社の資本 的関係会社)

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社KS (注) 2. 5	東京都渋谷区本町二丁目16番5号	537,000	59.3
株式会社MS (注) 2. 5	東京都渋谷区本町二丁目16番5号	134,000	14.8
大須賀 哲 (注) 2	埼玉県鴻巣市	75,000	8.3
佐野 正憲 (注) 1. 2	東京都渋谷区	35,000	3.9
望月 睦久 (注) 2. 4	埼玉県南埼玉郡宮代町	35,000	3.9
問仁田 昇 (注) 2	埼玉県川越市	15,000	1.7
川口 雄大 (注) 2. 3	埼玉県さいたま市見沼区	12,500	1.4
福留 裕高 (注) 2. 3	千葉県千葉市美浜区	12,000	1.3
藁科 卓也 (注) 2. 3	千葉県船橋市	11,000	1.2
杉山 量良 (注) 2	神奈川県横浜市港北区	10,000	1.1
その他6名		29,500	3.3
計	—	906,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
 2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 4. 特別利害関係者等 (当社の監査役)
 5. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長により議決権の過半数を所有されている会社)
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

株式会社CCNグループ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊原 玄



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

丸田 力也



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CCNグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CCNグループの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

株式会社CCNグループ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

叶原 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

丸田 力也

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CCNグループの2023年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CCNグループの2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上